

## EUサステナブルファイナンスと国際標準化の動き

### ◆EUの持続可能な経済活動に資金を誘導するサステナブルファイナンス

2019年12月に欧州議会とEU理事会の代表が「サステナブルファイナンス促進のための枠組み確立に係る規則案」（枠組み規則案）に合意した。サステナブルファイナンスとは、気候変動対策や循環経済への移行対策など、持続可能な社会に向けての活動に資金を振り向けることである。この法案は今後、欧州議会、EU理事会での採択を経て正式に成立する。EUにおける「規則」とは、国内法に優先して直接、加盟国に適用され法的拘束力がある。

EUは15年のパリ協定を受けて、16年に「30年までにGHG（温室効果ガス）排出量40%削減」という目標を掲げた。この目標達成には、毎年1,800億ユーロ（約22兆円）もの追加投資が必要で、公的資金のみならず民間資金の活用も必須である。しかし、欧州各国間で持続可能な投資として何が重要かの解釈が異なり、投資が促進されないことが課題であった。そこで、EU市場におけるサステナブルファイナンスの共通ルール作りのために、18年3月に「サステナブルファイナンスに関するアクションプラン」が欧州委員会によって採択された。

#### サステナブルファイナンスに関するアクションプラン10項目

- 1 持続可能な経済活動に関するEU分類システム（EUタクソノミー）の構築
- 2 グリーン金融商品のための基準とラベルの作成
- 3 サステナブルプロジェクトへの投資促進
- 4 投資アドバイス時におけるサステナビリティの考慮
- 5 サステナビリティベンチマークの開発
- 6 格付けおよび市場リサーチへのサステナビリティ要素の反映
- 7 機関投資家および資産運用会社の義務の明確化
- 8 健全性要件へのサステナビリティの組み込み
- 9 サステナビリティ情報開示の強化と長期投資に繋がる会計ルール策定
- 10 サステナブルコーポレートガバナンスの促進と資本市場における短期主義の抑制

（欧州委員会HPよりARC作成）

枠組み規則の検討は、このアクションプラン1の活動にあたる。どのような経済活動が、EUのめざす持続可能な目標と整合性があり、EU域内のサステナブルな投資や金融商品の対象となるかを定義づけるタクソノミー作成も含まれる。これにより、実際は効果がないのに環境貢献を謳ったり、調達した資金を環境目的に

使っていないグリーンウォッシュを排除し、環境目的の長期投資への資金導入を促進する。

◆EUサステナブルファイナンスの対象は環境目的に限定

枠組み規則案によると、タクソノミーとして適格な経済活動は、6つの目的「①気候変動の緩和」「②気候変動への適応」「③水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全」「④循環経済への移行（廃棄物発生抑制や再生資源利用を増やすことを含む）」「⑤汚染防止と管理」「⑥生物多様性と生態系の保護の回復」の1つ以上に実質的に貢献し、他の目的のいずれにも著しい害をおよぼさないこと、また、「最低限の社会保護条項（OECD多国籍企業行動指針、ビジネスと人権に関する国連指導原則など）」と「技術的スクリーニング基準」を満たすことが求められる。

対象目的の検討段階では、SDGs全体に対応すべきという議論もあったが、環境目的に限定された。

タクソノミーの採択期限および適用開始日は、環境目的ごとに設定されている。EUのパリ協定目標達成に大きく貢献する「①気候変動の緩和」については、他に先行して枠組み規則案と並行して検討され、19年6月に公開された。パブリックコメントを反映して再検討された最終案が、採択期限は過ぎているが、20年3月に欧州委員会向けに提出される。

環境目的	採択期限	適用開始日
① 気候変動の緩和	2019年12月31日	2020年7月1日
② 気候変動への適応	2019年12月31日	2020年7月1日
③ 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全	2022年7月1日	2022年12月31日
④ 循環経済への移行	2021年7月1日	2021年12月31日
⑤ 汚染防止と管理	2021年7月1日	2021年12月31日
⑥ 生物多様性と生態系の保護と回復	2022年7月1日	2022年12月31日

（注）「①気候変動の緩和」はGHG排出量削減および大気中のGHG削減、「②気候変動への適応」は気候変動による災害などの負の影響の抑制や除去を意味する。

（欧州委員会HPよりARC作成）

◆タクソノミーの技術的スクリーニング基準はパリ協定目標達成水準

「①気候変動の緩和」のタクソノミーは、産業セクターを、現状のGHG排出量が多い「農林水産」「製造」「電気、ガス、蒸気、空調の供給」「水、下水処理、

廃棄物処理、浄化」「輸送、倉庫」「情報通信技術」の6セクターと、GHG削減に大きく貢献できる「建設」を合わせた7セクターに特定している。そしてセクターごとにGHG削減に大きく貢献しうる経済活動を挙げ、個別に技術的スクリーニング基準を設定している。

例えば、「輸送・倉庫」セクターの経済活動「乗用車、商用車」についての技術的スクリーニング基準を見てみると、判定基準は「1km走行当たりのCO<sub>2</sub>排出量」で、「排気管のない車。排気管がある場合は排ガスは25年までは最大50g/km、26年以降は排出ゼロ」を満たすことが求められている。また「製造」セクターの「再生樹脂・バイオ樹脂製造」の場合は、判定基準は「メカニカルリサイクルによる製造」、「ケミカルリサイクルによる製造」、「バイオマス原料またはバイオ廃棄物原料を使用」のいずれかに該当するとなっている。

いずれも技術的スクリーニング基準は「2℃より十分低い上昇目標」もしくは「1.5℃上昇目標」の達成レベルとなっており、現状から見れば厳しい水準である。

EUタクソノミーには今後も新たな経済活動の追加も可能である。技術的スクリーニング基準も定期的に見直すことになっており、固定化しているわけではない。ただし、「石炭・褐炭を燃料とする発電活動」「炭素集約的ロックイン効果（他製品や手段への移行コストが高く、移行が困難）に寄与する活動」「再利用できない廃棄物を生み出す発電活動」は除外するとしている。

#### ◆サステナブルファイナンス、グリーンファイナンスの国際標準化の動き

ISO（国際標準化機構）においても、サステナブルファイナンス、グリーンファイナンスについてのタクソノミーなど、国際標準規格作成の動きが出てきている。

現在ISOでは4件のサステナブルファイナンスに関する案件が検討されており、提案国は、パリ協定成立を議長国として主導したフランス、グリーンファイナンスを推進する英国、世界でのグリーンボンド発行額トップ2の米国、中国である。

ここでの注目点は石炭火力の扱いである。グリーンファイナンスにおいては、EUタクソノミーのように石炭火力は除外されることが多く、米国主導のISO 14030でも石炭火力は除外されている。一方、中国の政府指針の「グリーン産業ガイドンスカタログ」では、高効率でクリーンな石炭生産・利用はグリーンファ

イナンス適格産業である。中国主導のISO 14100のタクソノミーの検討は、ISO 14030のタクソノミーを引用して行われており、両者に整合性を持たせるためにどのように調整されるかが注目される。

【ISO 検討中の取り組み】

規格	提案国	概要	提案可決時期	発行予定
ISO 14097 気候ファイナンス活動の評価と報告のための枠組み原則	フランス (副：UNFCCC*)	投資金融業者による気候変動投融资の評価・報告の枠組み	2017年1月	2020年
ISO 14030 環境パフォーマンス評価： グリーンボンド	米国	グリーンボンド、ローンの「グリーン」適格性を確保するための規定（タクソノミー含む）	2017年7月	2020～2021年
ISO 14100 グリーンファイナンス： グリーン金融プロジェクトの評価	中国 (副：フランス)	グリーンファイナンスプロジェクトを評価するための定義とタクソノミー	2018年6月	2021年
(未定)	英国	サステナブルファイナンス（環境のみでなくESG全体）の枠組み	2018年9月	(未定)

\*国連気候変動枠組条約事務局

(各種資料よりARC作成)

◆日本はタクソノミーの国際標準化の動きには慎重

環境省は、19年7月以降、17年策定の国内向け「グリーンボンドガイドライン」を20年度に向けて改訂中である。国際的な動きに配慮するとしつつも、現時点ではタクソノミーは設けない方針である。グリーンボンドとしての適切性は、グリーンボンドによって資金調達したい企業や金融機関と投資家との間の対話を通じて評価されるべきで、投資対象として選択されるか否かは市場の判断に委ねられるべきだとしている。

また、19年4月に日本経済団体連合会は、ISOやEUタクソノミーなどの国際標準化の議論に対し反対の声を上げている。事前にリスト化できない非連続的なイノベーションが阻害される、経済の発展段階やエネルギー事情が欧米とは異なる途上国などの持続的発展を阻害する恐れがある、また金融機関にとっての気候変動リスクは国や地域で異なり、一律の規制の活用は却って国際金融市場の不安定を招きかねない、などの懸念を表明している。

こうした日本の姿勢はグリーンボンドの透明性向上、グリーンウォッシュ排除に力点を置く欧米・中国とは温度差があり、日本市場が投資家にとって、わかりにくい市場にならないか懸念される。

【石井由紀】

< 参考 >

EUタクソノミー 「環境目的① 気候変動の緩和」 項目一覧

NACEセクター	経済活動	NACEセクター	経済活動
農林水産	多年生作物の栽培 非多年生作物の栽培 家畜生産 植林 森林の二酸化炭素吸収力の回復 森林再生 既存の林業経営	水、下水処理、 廃棄物処理、 浄化	取水、水処理、水供給 集中型排水処理システム 下水汚泥の嫌気性消化 無害廃棄物の分別収集、輸送 バイオ廃棄物の嫌気性消化 バイオ廃棄物の堆肥化 廃棄物の材料再利用 埋立地ガスの回収およびエネルギー利用 空気中のCO <sub>2</sub> の直接回収 人為的に排出されたCO <sub>2</sub> の回収 回収したCO <sub>2</sub> の輸送 回収したCO <sub>2</sub> の永久的な隔離
製造	低炭素技術を用いた製造 セメント製造 アルミニウム製造 鉄鋼製造 水素製造 その他の無機化学品製造 その他の有機化学品製造 肥料及び窒素化合物製造 再生樹脂・バイオ樹脂製造	輸送・倉庫	鉄道旅客輸送（都市間） 鉄道貨物輸送 都市・郊外陸上旅客輸送（公共機関） 低炭素陸上輸送のためのインフラ 乗用車、商用車 陸上貨物輸送サービス 都市間指定道路旅客輸送サービス 内陸水路旅客輸送 内陸水路貨物輸送 水路プロジェクトに関する建設
電気、ガス 蒸気、空調 の供給	太陽光発電 集光型太陽光発電 風力発電 海洋発電 水力発電 地熱発電 ガス燃焼発電 バイオエネルギー発電 送配電システム 蓄電または蓄エネ施設の建設や運営 バイオマス、バイオガス、バイオ燃料生産 ガス送配網の導入 地域冷暖房供給システム 電力ヒートポンプの設置・運営 コージェネレーション（集光型太陽光） コージェネレーション（地熱エネルギー） コージェネレーション（バイオエネルギー） 集光型太陽光による冷暖房 地熱による冷暖房 ガス燃焼による冷暖房 バイオエネルギーによる冷暖房 排熱による冷暖房	情報通信技術 建設、 不動産関連	データ処理、ホスティング関連 GHG削減目的のデータ活用ソリューション 新規ビル建設 既存のビルの改築 個々のエネルギー効率向上改修、再生可能 エネルギー設備の敷地内導入 他 エネルギー高効率でGHG低排出ビルの取得

(欧州委員会HPよりARC作成)